

〔資料〕令和6年度新規高等学校卒業生就職試験の概要

①受験の状況と不適正質問をした企業等の数

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受験者延べ人数	2,198名	2,019名	1,878名	1,805名	2,018名
受験企業等の数 (a)	823社	810社	735社	781社	734社
不適正質問を行った 企業等の数 (b)	33社	24社	25社	31社	23社
不適正質問を行った 企業等の割合 (b/a)	4.0%	3.0%	3.4%	4.0%	3.1%

②不適正質問の内訳

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(A)	家族構成・状況	2件	4件	5件	4件	2件
	住んでいるところ	7件	5件	10件	9件	12件
	家族の職業・学歴	4件	1件	6件	3件	0件
	本籍地・出生地	1件	0件	1件	3件	1件
	小計	14件	10件	22件	19件	15件
(B)	愛読書	20件	11件	9件	9件	5件
	尊敬する人物	3件	4件	2件	4件	5件
	信条・信仰	0件	3件	1件	0件	0件
	小計	23件	18件	12件	13件	10件
不適正質問の件数		37件	28件	34件	32件	25件

(A) 本人に責任のない事柄、身元調査につながるおそれのあるもの (B) 本来、自由であるべきもの

【参考】不適正質問の例 『採用にあたって2025』（滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課発行）より抜粋

(A) 本人に責任のない事柄

- ・あなたの本籍はどこですか。
- ・あなたの家族の職業を教えてください。
- ・兄弟(姉妹)は何人ですか。
- ・〇〇町の■■■はどのへんですか。
- ・家の付近の目印となるのは何ですか。

なぜこのような質問はいけないのか

○家族の状況をいろいろと聞きたいという企業があります。しかし、これは、応募者の適性・能力にかかわりのない事柄を採否の判断基準に持ち込むことになり、個人としての人間を尊重しようとしにくい考え方です。
○選考において現住所の環境についていろいろと聞くことは、身元調査に利用する目的ではないかと疑義が生じます。

(B) 本来、自由であるべきもの

- ・あなたはどんな本を愛読していますか。
- ・あなたの信条としている言葉は。
- ・家の宗教は何ですか。
- ・尊敬する人物を教えてください。

なぜこのような質問はいけないのか

○思想・信条や宗教、支持する政党、人生観などは、信条の自由、思想・信条の自由など、憲法で保障されている個人の自由権に属する事柄です。これらのことを記述させ、また聞いたりして採用選考の場に持ち込むことは、応募者の基本的な人権を侵すことになります。